

E i w a N e w s

平成30年分の確定申告について

平成31年 2月
(No. 163)

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。
今回は、所得税の確定申告（今回の申告期限は、平成31年3月15日（金）になります。）の内容について、留意点を含めてご紹介いたします。

【確定申告とは】

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、既に源泉徴収された税額や予定納税で納めた税額などの過不足を精算する手続きです。

したがって、所得の金額に対する所得税の額が一定の控除額を超えるときは、確定申告をしなければなりません。

なお、給与所得者は年末調整により所得税の精算が行われていますので、原則、確定申告の必要はありませんが、以下の場合には確定申告をしなければなりません。

- ・2カ所以上の会社から給与をもらっている場合
- ・給与所得以外の所得の合計が20万円を超える場合

また、1年間の給与収入が2,000万円を超える場合には、年末調整の対象外となりますので、確定申告が必要です。

さらに、年末調整によって所得税の精算が行われた給与所得者でも、確定申告書を提出し、医療費控除や住宅借入金等特別控除（適用初年度）を適用することにより、所得税の還付を受けることができます。

医療費控除は、病院や薬局ごとに医療費の金額を記載した「医療費控除の明細書」を提出することにより、領収書の提出は不要となりました。（5年間の保存が必要です。）

【平成30年分の確定申告における留意点】

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除

①対象となる配偶者の範囲

控除の対象となる配偶者の範囲は、合計所得金額が123万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が201万円）以下となりました。

②本人が高所得者の場合

合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,220万円）を超える人は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができないこととなりました。

また、合計所得金額が1,000万円以下であっても、金額に応じて控除額が異なります。

(2) スマートフォンで確定申告

①概要

スマートフォンからでも、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーを利用して確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、e-Taxで送信すれば、税務署へ行くことなく申告手続きをすることができます。

スマートフォン専用画面で、年末調整済みの給与所得者（1カ所からの給与のみ）は医療費控除や寄付金控除を適用して還付申告をすることができます。

②申告手続きの手順

国税庁HPで「作成コーナー」にアクセスして、申告書の作成を始めます。

イ. 申告内容の選択

収入や適用を受ける控除などの質問について回答します。

ロ. 金額などの入力

収入、適用を受ける控除、氏名、住所、マイナンバーなどを入力します。

ハ. 提出

e-Taxで送信します。（申告書を印刷し、税務署へ郵送することもできます。）

③利用時の留意点

e-Taxで送信の場合、源泉徴収票や保険料控除証明書などの添付書類を提出する必要はありませんが、住宅ローン控除関係書類など一定の書類については提出が必要です。

(3) QRコードを利用したコンビニ納付の開始

銀行や税務署へ行くことなく、パソコン・スマートフォン・タブレット端末にて、QRコードを作成し、「Loppi」端末のあるローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ、「Famiポート」端末のあるファミリーマートで、一部の税目を除き、納付することが可能となりました。

作成したQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、出力されるバーコードをレジへ持っていき、現金で納付します。

①QRコードの作成方法

方法1：上記（2）の申告書作成の際、「住所・氏名等入力」画面で、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックをする。

方法2：国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面にて下記情報を入力する。

イ. 利用者情報の入力：氏名、住所、電話番号、整理番号、納付先税務署

ロ. 納付内容の入力： 納付税目、課税期間、申告区分、納付税額

②利用時の注意点

イ. 納付できる金額は30万円以下で、現金納付のみとなります。

ロ. 領収証書は発行されません。

ハ. 納付済みの納税証明書の発行は、納付後3週間程度かかる場合があります。

ニ. 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。